最終更新日：2017年1月26日
株式会社　カナモト
金本　哲男
問合せ先：011-209-1620
証券コード：9678
http://www.kanamoto.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主、顧客、協力会社、地域社会、社員・家族との信頼を創造して、より強固にすることが会社の持続的発展と企業価値の向上に繋がるとの経営理念のもと、事業活動を行なっております。そのために社内管理体制を整備するとともに、経営の透明性・公正性の維持向上に努め、適時情報開示と経営に対する情報のフィードバック体制を確立して、適時適切な施策を実施していくことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であります。
また、当社の経営理念がより具体的に社内へ周知されるよう以下の行動指針を定めております。
1．変革を求め会社の活性化に総力を結集せよ
2．我が社は利益を追求する戦斗集団であることを自覚せよ
3．自主・自律の心を持て

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-2-1　業績連動、現金・自社株報酬との割合を踏まえた経営陣の報酬】
現在、中長期的な業績と連動する報酬や自社株式報酬等の役員報酬制度は導入しておりません。今後においては、その導入による長所・短所を踏まえて新たな報酬制度を検討してまいります。

【補充原則4-8-1　独立社外者のみを構成員とする会合】
当社は、独立社外取締役を3名、独立社外監査役3名を選任しており、取締役会においては、それぞれの経験や知見に基づいて個々に意見を述べる環境にあると判断することから、独立社外者のみを構成員とする会合は予定しておりません。ただし、独立社外取締役から要望があった場合は開催致します。

【補充原則4-8-2　筆頭独立社外取締役の決定】
現在、独立社外取締役は3名ですが、現状でも経営陣との連絡・調整や監査役会との連携はとれていると考えており、「筆頭独立社外取締役」は決定しておりません。

【補充原則4-10-1　任意の諮問委員会の設置】
現在、独立社外取締役及び監査役も出席する取締役会で指名、報酬に関する決議を行い、必要な提言を頂いておりますので、報酬・指名等の事項を審議する諮問委員会等は設置しておりません。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の分析・評価】
現時点では、取締役会は参加者から適宜意見を述べて頂いているなど実効性は確保できていると認識していることから取締役会の分析・評価は実施しておりませんが、取締役会の開催の都度、出席者から運営等についての意見を伺っております。なお、実効性についての分析・評価の適切な方法、その開示について今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
政策保有方針として、純投資以外の投資先については取引関係の維持・強化のために保有しており、有価証券報告書に記載しております。また、社内規定に沿って、担当部署で経済的合理性・見通しを検証しており、日々の動きを担当役員を経由して代表取締役社長へ報告を行っております。
当社が保有する上場株式の議決権行使については、当該議案が投資先企業の企業価値に与える影響等を総合的に勘案し、個別に賛否を検討しております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
役員就業規則において、制限事項として、競業避止義務、自己取引禁止義務、会社による取締役への債務保証、利益相反取引を定めており、当該行為に該当するときは、事前に取締役会に開示・承認を受けることを定め、取引後は取締役会に報告しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦力、経営計画
中期経営計画に記載しております。中期経営計画については当社ウェブサイトで公表しております。
URL: https://www.kanamoto.ne.jp/press/50/20140918-6458425/PR20140918.pdf
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の1-1「基本的な考え方」に記載しております。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
本報告書の2-1「取締役報酬関係」に記載しております。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社の経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名をするにあたり、当社の主業である建設機械器具等の賃貸業ということから、専門的な知識もしくは相当程度の知見が必要とされます。他方で、当社の主業のみに囚われない幅広い見地からの意見も必要です。それらのバランスを考慮した上で、代表取締役社長が当社の経営に必要と判断する各候補者案を作成し、取締役会の決議をもって候補者を選任しております。
(5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の各候補者の経歴及び、個々の選任・指名について、株主総会参考書類に記載の内容で説明を行っております。

【補充原則4-1-1　取締役会から経営陣への委任の範囲の概要】
当社は、法令により定められた事項及び定款において定める事項など、当社の事業に関する重要事項については取締役会の決議を必要とするとして取締役会規則に定め、執行しております。また、取締役会規則において、運営及び付議基準について定めております。

【補充原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、経営環境の一層の複雑化や情報化の進展等を踏まえ、当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たす独立社外取締役を3名選任しており、取締役会において独立した立場で幅広い見地からの意見を述べて頂く環境を作っております。

【補充原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所及び会社法が定める独立役員の基準を満たす「社外取締役の独立性判断基準」を策定し、その基準を満たす独立社外取締役3名を選任しております。その基準については、株主総会招集通知のほか、本報告書にも記載しております。

【補充原則4-11-1　取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会は環境変化に合わせて迅速な意思決定を行うため、多様な視点・経験・高度なスキルを持った取締役で構成しております。また、取締役会には各監査役も出席しております。取締役の大半は執行役員を兼務し各業務との連携を高めております。選任に関する方針、手続につきましては原則3-1(4)に記載の通りであります。

【補充原則4-11-2　他の上場会社の役員の兼任状況】
当社の取締役、監査役の重要な兼任の状況は、毎年、事業報告に記載しております。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
新任社外役員には経営理念、事業概要等の説明を実施しております。また、取締役・監査役が自らの役割を十分に果たすために希望し、職務に有用であると認められる場合は、必要に応じ各種外部セミナーを受講しております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、ディスクロージャーポリシーを策定し、「基本方針」「情報開示の基準」「情報開示の方法」「沈黙期間」「社内体制の整備」を定めて当社ウェブサイトで公表しております。
個人投資家向けに毎年定期的に説明会を開催しているほか、各種IRフェアへの出展を継続的に行っております。アナリスト・機関投資家向けにも年4回の決算説明会を開催し、業績・経営戦略についてのプレゼンテーションなどを実施しております。また、アナリスト・機関投資家の方々からのご要望に応じて説明会を開催しております。
海外の機関投資家にも定期的に資料を送付しているほか、証券会社主催の合同説明会への参加、テレフォンカンファレンスの実施、海外へ赴いての説明会などを行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オリックス株式会社	1,628,519	4.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,173,500	3.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,150,100	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,100,000	3.04
コマツ建機販売株式会社	954,310	2.64
カナモトキャピタル株式会社	915,825	2.53
株式会社北海道銀行	888,982	2.46
東京海上日動火災保険株式会社	802,586	2.22
株式会社北洋銀行	763,008	2.11
CBNY－GOVERNMENT　OF　NORWAY	689,000	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明
―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	10 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

ありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内藤進	他の会社の出身者								○			
及川雅之	他の会社の出身者								○			
米川元樹	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤進	○	平成29年1月から当社社外取締役	内藤進氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。同氏は、当社が定めた「社外取締役の独立性の判断基準」の要件を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。
及川雅之	○	平成29年1月から当社社外取締役	及川雅之氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。同氏は、当社が定めた「社外取締役の独立性の判断基準」の要件を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。

米川元樹	○	平成28年1月から当社社外取締役	米川元樹氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、医療機関における経営者として、当社の業界とは異なる経験と知識を当社の経営に活かしていただき、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。同氏は、当社が定めた「社外取締役の独立性の判断基準」の要件を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、両取引所の規則等に定める「独立役員」として届け出をしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	8 名
監査役の人数	6 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役・会計監査人が連携して情報交換を行い、年間の監査計画に基づいて業務活動全般に関する内部監査を行っています。
また、監査役が内部統制監査室、会計監査人と連携して情報交換を行い、年間の監査計画に基づいて業務活動全般に関する内部監査を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋本昭夫	弁護士										○			
辻清宏	税理士										△			
直井アキラ(日に完)	公認会計士										△			
曽我浩司	他の会社の出身者							○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本昭夫	○	平成16年1月から当社社外監査役	橋本昭夫氏は社外監査役として、これまで弁護士として培ってきた豊富な経験と知識を当社

			の監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております。当社は、同氏が所長である法律事務所と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その契約による報酬は少額であり、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
辻清宏	○	平成17年1月から当社社外監査役	辻清宏氏は社外監査役として、これまで税理士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております。また、同氏は税理士としての経験も長いことから、客観的で公正な監査を遂行できると考えております。また、現在、当社と同氏が所長をされている税理士事務所とは顧問契約、コンサルティング契約等は一切なく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
直井アキラ(日に完)	○	平成21年1月から当社社外監査役	直井アキラ(日に完)氏は社外監査役として、これまで公認会計士として培ってきた豊富な経験と知識を当社の監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただいております。また、同氏は監査法人での経験も長いことから、客観的で公正な監査を遂行できると考えております。また、現在、当社と同氏が所長をされている公認会計士事務所とは顧問契約、コンサルティング契約等は一切なく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し独立役員として指定いたしました。
曽我浩司		平成27年1月から当社社外監査役	曽我浩司氏は社外監査役として、これまで長年の金融機関勤務経験及び同行における常勤監査役としての経験を当社の監査体制に活かし、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただけると考えております。なお、同氏は当社の取引銀行である株式会社北洋銀行の監査役ですが、当社は複数の金融機関等と取引をしていることから、同行から特別な影響は受けておらず、同氏は当社役員との個人的関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

当社が定めた「社外取締役の独立性判断基準」は以下のとおりとなります。
(1)当社若しくはその連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人、若しくは監査役その他の使用人ではなく、かつその就任の前10年間において当社若しくはその連結子会社の業務執行者ではなかったこと
(2)直近3事業年度において当社若しくはその連結子会社からの支払、当社若しくはその連結子会社への支払額が相互にその連結売上高の2%を超える取引先の者又はその業務執行者ではなく、過去3年間においてその業務執行者ではなかったこと
(3)直近3事業年度において当社から役員報酬以外に年間平均1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律事務所等の社員等ではなく、その事務所等の総売上高の2%以上の支払を当社若しくはその連結子会社から受けていないこと
(4)当社若しくはその連結子会社の取締役、執行役、執行役員又は上記(2)、(3)の要件に基づき当社から独立性が確保されていないと判断する者の配偶者又は二親等内の親族ではないこと
(5)当社の現在の総議決権の10%以上を保有する主要株主又はその業務執行者ではないこと
(6)当社若しくはその連結子会社から取締役若しくは監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員ではないこと
(7)当社若しくはその連結子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の社員、パートナー又は従業員ではなく、過去3年間当社又はその連結子会社の監査業務を実際に担当した事がないこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社取締役と従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、過去に2回のストックオプション制度を実施しましたが、当時は、当社を取り巻く経営環境を考慮した場合、業績連動型報酬制度は地域間格差を生じること、また、ストックオプション制度も株主や役職員、広くは世論の支持を得られないものと考察されたことから、その後は採用をしておりません。なお、経営陣に関しては執行役員の報酬の一定部分を業績に連動することでインセンティブとして機能するようにしております。
取締役の報酬に関してインセンティブの付与はありませんが、その導入による長所・短所を踏まえて報酬制度を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額が開示を必要とされる金額に程遠いことから、総額表示とさせていただいております。
報酬額は以下のとおりです。
取締役報酬：57百円　監査役報酬：23百円　社外役員：4百円　合計：83百円
上記のほか、使用人兼務取締役（11人）に使用人分給与（賞与も含む）159百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、多数の取締役が執行役員を兼務しております。取締役の報酬は経営の意思決定及び監督機能の対価として定額的なもの、執行役員の報酬は業績に応じた評価を反映したものとし、それぞれを明確に分けて考えており、報酬の一定部分を業績に連動させることで持続的な成長へ向けたインセンティブとして機能するようにしております。なお、執行役員の報酬については使用人分給与として有価証券報告書に記載しております。
社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から定額報酬とします。監査役の報酬については、株主総会で決議頂いた報酬限度額の範囲内で監査役会の協議により決定します。
取締役の報酬については、取締役会において代表取締役社長に一任することを決議した上で、各取締役に対する評価を元に、株主総会で決議頂いた報酬限度額の範囲内で報酬を決定しております。執行役員の報酬についても同様に決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対して、取締役会の開催に際しての案内や議案の概要につき可能な範囲での事前説明、その他必要情報の提供等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役6名のうち4名が社外監査役であり、そのうち3名は独立役員であります。独立性の高い社外監査役を選任することで、経営に対する監督機能を強化するとともに、監査役の機能を有効に活用することを可能としており、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
また、取締役会については、当社業務に精通した11名に加え、当社の業界とは異なる経験と知識を有し、かつ独立性の高い社外取締役3名によって、迅速かつ的確な経営判断を行うことが可能であると考えております。

1. 取締役会
取締役会については、より広い見地からの意思決定の実施、業務執行の監督を図るため、有価証券報告書提出日現在、社外取締役3名を含む14名で構成しております。経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する最高意思決定機関として「取締役会規則」に基づき、定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、刻々と変化する経営状況にいち早く対応すべく努めております。
また、監査役及び執行役員（取締役との兼任者を除く2名）も取締役会に出席しております。

2. 監査役会
当社は監査役会設置会社であります。有価証券報告書提出日現在、監査役会は6名（うち4名は社外監査役）で構成され、取締役の業務執行に対する監査を行うため取締役会に常時参加しているほか、日頃から経営者と情報交換を行う等適正な意見交換ができる環境を整えており、監査機能を果たしております。

3. 執行役員制度
当社では平成13年から執行役員制度を取り入れ、業務執行責任を明確化させるとともに経営方針などトップダウンの指示通達の伝達機能を高め、会社の方針が全社員に周知される体制を整えております。また、市場環境の変化に即応した緻密な経営戦略の策定と併せて、各事業部・各関連会社の包括的管理を徹底しております。なお、有価証券報告書提出日現在、執行役員は15名（うち、取締役との兼務者が10名）で構成されております。

4. コンプライアンス委員会及び各種委員会の設置
当社ではコンプライアンス委員会を設置運営しており、全社をあげて法令・倫理規程遵守の体制を整えております。
コンプライアンス委員会では、法令違反や不正行為など重要な情報を適宜吸い上げるとともに、これらを経営陣に伝達することで、コンプライアンス遵守の体制が適確に運用されるよう全社的に監視・指導・助言する役割を担っています。
その他、社内外への広報活動及び企画活動の内容等について精査する「広報委員会」、新規出店案および営業所にかかる大型設備投資案件を審査する「新規出店委員会」など各種委員会を設置し、其々の業務において社内規程に合致した業務活動の体制を敷き、経営と業務執行に温度差が出ないように運営を行なっております。

5. 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
内部監査は、内部統制監査室・監査役・会計監査人が連携して情報交換を行い、年間の監査計画に基づいて業務活動全般に関する内部監査を行っております。実施状況については、内部統制監査室は4名体制で全営業所に対して2年に一度をめどに臨店監査を行い、業務の改善に向け

具体的な指導・勧告を行っております。なお、この１年間の監査実施拠点数は59拠点でした。また、この監査状況については、監査終了後すみやかに社長並びに監査役会に監査報告書として提出されております。
当社の監査役会は独立性の高い社外監査役３名を含む６名で構成され、当社のみならずグループ全体を監査対象として、取締役の職務の適法性及び妥当性について監査を行っております。監査役は、取締役会への出席、個々の取締役へのヒアリング、重要書類の閲覧に加えて、当社各部門、子会社への往査及びヒアリングを実施して、経営上の課題や重要なリスク等の把握に努めております。
会計監査につきましては、当社は新日本有限責任監査法人より会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。また、当社の会計監査に係る補助者は公認会計士が10名、その他が８名であります。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスは、企業の社会的価値を高めるための基盤となります。当社並びに当社グループの状況、規模に照らして、最良かつ発展的なコーポレート・ガバナンス体制を運営するために、現状のそれぞれの制度を導入しております。
経営においては、経営の効率化と健全化、経営の意思決定は社外取締役制度の導入によって透明性を確保し、執行役員制度により監督責任と執行責任の明確化を整えております。
また、取締役の任期を1年とすることで、機動的な経営体制を構築し、経営の監査については、監査役会制度を採用しております。
当社ではグループを全体で掲げている行動指針がありますが、これは企業理念を指針化したものであり、この理念がコーポレート・ガバナンスの根底にあります。以下に掻い摘んで記載いたします。

【変革を求め、会社の活性化に総力を結集せよ】
会社を取り巻く外部環境は、常に変わり続けており、ひとところに留まることはありません。環境の変化に対応し、自己変革しなければ、その先に待
ち構えるものは衰弱であり、倒産であります。常に活力みなぎる組織であるために、絶え間ない自己変革が必要とされます。過去の成功体験は確実に慢心という副作用をもたらします。成功はなるべく早く忘れ去り、失敗にこそ学ぶ、という心構えが我々に求められています。
【我が社は利潤を追求する戦斗集団であることを自覚せよ】
会社には、提供する商品やサービスを通じた社会貢献や、納税、雇用維持等々、様々な目的がありますが、会社が存続しなければ意味をなしません。そして、会社の存続は利潤によってのみ保証されるのであり、利潤は自ら勝ち取るものであります。
しかしながら、利潤獲得のためなら、どんな手段も許されるというものではなく、会社のみならず個人個人が一社会人としてコンプライアンスを遵守し、公的存在（パブリックカンパニー）として、不正行為には一切加担してはなりません。
【自主・自律の心を持て】
他人に頼ることなく我々の会社・我々の生活は自分自身で守る、ということであります。我々は己の力を頼りに、大きく飛躍する余地をもっていますが、一方で、失敗したからといって、誰も後始末してくれることはありません。全て自己責任であります。
外部環境が悪い時こそ、自己変革の好機、それにより、競合他社に差をつける好機であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の20日前に発送し、当社ウェブサイトにはその前日（株主総会の3週間前）に早期掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は10月であり、定時株主総会は1月開催で、総会が集中することはありません。
電磁的方法による議決権の行使	平成14（2002）年10 月期（第38 期）の定時株主総会から、インターネットによる議決権行使を実施しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成14（2002）年10 月期（第38 期）の定時株主総会から、インターネットによる議決権行使を実施している旨を、投資家向け印刷物に掲示しているほか、当社ホームページでも電子的行使を呼び掛けております。
招集通知（要約）の英文での提供	要望をいただいた投資家に、招集通知の英語版を用意しております。また、株主総会会場でも、お渡しできるよう準備しております。
その他	上述の招集通知のほか、短信、適時開示資料・アニュアルレポートなどの英語版を当社のホームページ上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを公開しております。 www.kanamoto.ne.jpをご覧ください。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	広報室により、毎年、個人投資家向け説明会を開催しております。 代表取締役社長が出席できない場合は、開催日直近に収録したトップコメントの動画をご覧いただいております。これらの様子は、ホームページに掲載し、ご覧いただくことができます。 また、東証IRフェスタをはじめ、日本各地で開催される各種IRフェアへの出展を継続的に行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会・IRサーキットを開催し、代表取締役社長からの業績・経営戦略についてのプレゼンテーションなどを実施しております。別途、決算説明会についてはホームページ上で動画配信も行っております。 また、アナリスト・機関投資家の方々からのご要望に応じて説明会を開催しているほか、テレフォンカンファレンスやメールを利用した質疑応答を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家への訪問は、定期的に行っておりますが、国内投資家訪問と比較すると、訪問回数・件数ともに限定されるため、積極的に開示資料を送付しているほか、必要に応じてテレフォンカンファレンスを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社の主要な営業情報を掲載しているメインホームページとは別にIR専用サイト（www.kanamoto.ne.jp）を設けております。有価証券報告書、決算短信、決算説明会動画、説明会配布資料、会社案内、アニュアルレポート、株主通信、IR スケジュールなどのコンテンツを当社ホームページ上に公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室	
その他	IR専用サイト（www.kanamoto.ne.jp）では、今後のIRイベントの開催予定を開示しているほか、過去データについてもご覧いただけるよう掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
	倫理規程でステークホルダーを尊重することを規定しています。

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	レンタル用資産に公害規制対応機種を積極的に導入している他、営業車両にも低排出ガス車を積極的に導入するなどの環境保全活動に努めています。 また、アニュアルレポートに、CSR レポートに準ずる内容を記載し、ステークホルダーへの報告に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	個人投資家と市場関係者に開示する情報に格差が生じることのないよう、広報委員会を設置し、情報開示に関する指針を策定しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムとしましては、業務活動全般に関して社内手続規程や法律・法令の遵守状況、店舗の運営状況並びに連結子会社を含め財務報告に係る内部統制の運用及び有効性の評価・改善・是正を行う内部統制監査室、法務的課題に対応する法務室、社長を委員長とするコンプライアンス委員会、総務部担当取締役を委員長とする内部統制委員会をそれぞれ設置し、内部統制システムに対応した体制を整えております。
当社の内部統制システム構築の基本方針は次のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び当社子会社は、コンプライアンスに関する規範として「倫理規程」を定め、社長を委員長とするコンプライアンス委員会の下、全社を挙げて法令・倫理規程遵守の体制を整備するとともに、当社の経
営理念、社員行動基準を集約したハンドブックを全役職員に配付することでコンプライアンス精神の浸透を図っております。
また、相談・通報制度として、窓口を社内外に設置し、社員等からの相談・通報を受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期しております。
なお、重要な法的課題に対しては社長直轄の組織として法務室を設置し、意思決定において適法な判断を行うことができる体制を整えております。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び「文書取扱規程」、「文書保存規程」に則り文書等の保存を行っております。
また、情報の管理は「内部者情報管理規程」及び「一般情報管理規程」に則り、個人情報については「個人情報保護規程」及び「個人情報保護マニュアル」に則って対応しております。
3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び当社子会社は、各部門が所管業務に付随するリスクを認識、評価する仕組みを整備し、事前に予防する体制を構築しております。各部門の権限と責任を明確にし、取締役会の下、組織横断的にリスク管理の状況を監督し、新たなリスクを発見できる体制を構築しております。
また、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生、又は発生するおそれが生じた場合は、「有事対応マニュアル（コンティンジェンシー・プラン）」に基づき適切に対応するとともに、再発防止策を講じます。
4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び当社子会社は、定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する意思決定を機動的に行っております。当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受けております。経営計画は、次期事業年度及び中期の計画を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に明示しております。各部門では部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行します。
また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担うものとしております。取締役の任期は1年とし、変化の厳しい経営環境に迅速に対応するものとしております。
5．会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の「倫理規程」をグループ各社へ準用するよう求め、そこで規定されるコンプライアンス委員会や相談・通報制度の対象範囲をグループ企業全体に広げ、業務の適正化が行き渡るようにしております。
また、当社及び関係会社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び決算財務報告に係る内部統制並びに業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っております。なお、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は次の役割を確認しております。
・経営者は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用しております。
・取締役会は、経営者の内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行しているか経営者を監視、監督しております。
・監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証しております。
・内部統制監査室は、「監査規程」に則り、当社及び関係会社における財務報告に係る内部統制の有効性について経営者に代わり独立した立場で客観的に評価し、必要に応じてその改善、是正に関する提言とともに経営者並びに取締役会に報告しております。
6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要があれば監査役スタッフを置くこととしております。監査役が指定する期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものすることで、監査役の指示の実効性を確保しております。
7．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
使用人の人事（任命・異動・評定）については、監査役の同意を得るものとします。
8．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席します。
当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告します。常勤監査役は、稟議書の回覧を受け、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができます。監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとします。
また、監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要事項について意見交換をします。内部統制監査室は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役並びに監査役に内部統制監査報告書を提出します。
なお、監査役及び内部統制監査室は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っております。
9．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「倫理規程」の中で、社会の秩序や安全並びに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととする旨を定め、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など社員教育に努めるものとします。
また、有事に際しては、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除できる体制構築に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現状、特段の買収防衛策は導入しておりませんが、ライツプランやプット・オプション等の予防策の導入のほか、敵対的買収をかけられた場合の対応策については逐次検討しており、適時対応できる体制を構築しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「コーポレート・ガバナンス」「コンプライアンス」「内部統制」「インサイダー取引」等の事項について主要な会議の議題に入れて、グループ役職員に対する啓発を行っております。

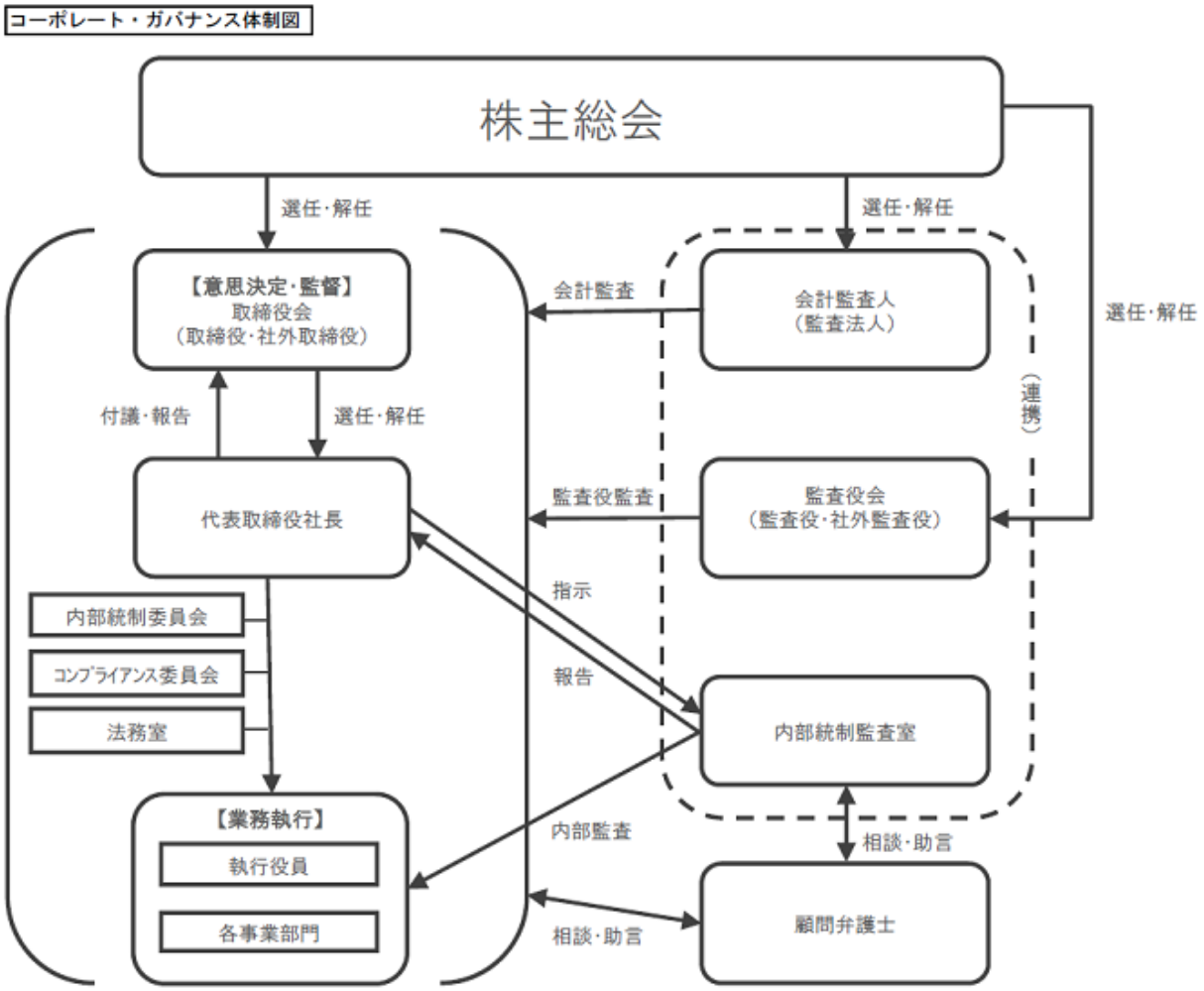

適時開示体制概要図

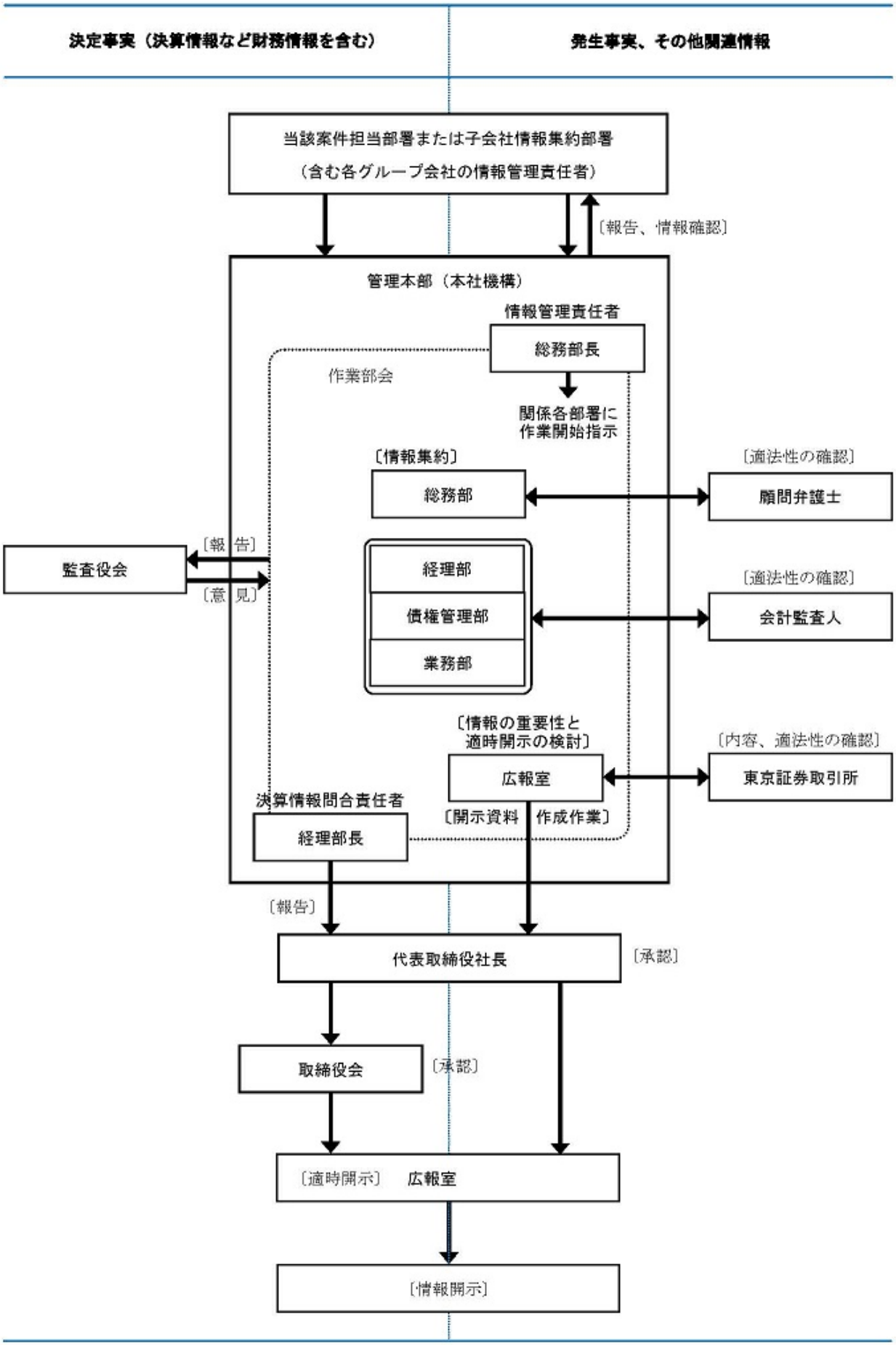
決定事実（決算情報など財務情報を含む）
発生事実、その他関連情報
当該案件担当部署または子会社情報集約部署
（含む各グループ会社の情報管理責任者）
〔報告、情報確認〕
管理本部（本社機構）
情報管理責任者
総務部長
作業部会
関係各部署に
作業開始指示
〔情報集約〕
総務部
〔適法性の確認〕
顧問弁護士
〔報 告〕
監査役会
〔意 見〕
経理部
債権管理部
業務部
〔適法性の確認〕
会計監査人
〔情報の重要性と
適時開示の検討〕
〔内容、適法性の確認〕
広報室
東京証券取引所
決算情報問合責任者
経理部長
〔開示資料 作成作業〕
〔報告〕
代表取締役社長
〔承認〕
取締役会
〔承認〕
〔適時開示〕 広報室
〔情報開示〕